

入札説明書

特定調達契約に係る一般競争入札の公告に基づく一般競争入札（以下「入札」という。）については、関係法令に定めるほか、この入札説明書による。入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項は、下記のとおりである。

1. 公告日 令和8年6月26日（金曜日）

2. 競争入札に付する事項 小型実習艇

(1) 契約方法

一般競争入札とする。

(2) 契約の内容

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

令和9年3月10日（水曜日）

(4) 納入場所

沖縄県宮古島市平良港内の沖縄県立宮古総合実業高等学校が指定する場所とする。

(5) 入札執行の日時及び場所

- ① 日時 令和8年8月12日（水曜日）午前11時
- ② 場所 沖縄県立宮古総合実業高等学校 会議室

3. 入札参加資格要件

次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8年6月26日付け沖縄県公報定期第 号登載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による小型実習艇に係る入札参加資格を有すると認められた者
- (2) 小型実習艇の故障等対応業務体制証明書を令和8年7月31日（金曜日）午後4時までに4(2)の場所に提出し、小型実習艇に故障又は不具合が発生した場合において、沖縄県内にあっては2日以内に、県外にあっては4日以内に技術者を派遣して対応できることを証明した者

4. 入札参加申込について

- (1) 本件に係る入札に参加を希望する者は、以下の書類を持参又は書留郵便により提出すること。
(不備等がある場合は、申込期間内に補正すること。)
- ① 一般競争入札参加資格確認申込書
- ② 入札保証金に関する書類（6. 入札保証金に関する事項を参照）
- ③ 機能等証明書（見積・カタログ等も添付すること。)
- ④ 小型実習艇の故障等対応業務体制証明書
- ⑤ 3(1)について確認できる書類（通知の写しなど）

(2) 申込場所

〒906-0013 沖縄県宮古島市平良字下里 280 番地 沖縄県立宮古総合実業高等学校事務室

(3) 申込期間

令和 8 年 6 月 26 日（金曜日）から令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）

午前 9 時から午後 4 時まで（土日祝祭日除く）

5. 入札及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る

6. 入札保証金に関する事項

(1) 入札保証金の額

見積もる契約金額の 100 分の 5 以上とする。足りない場合は、入札は無効となる。

(2) 入札保証金の納付方法

現金で納付する場合、「債権・債務者登録申出書」及び「入札保証金納付書発行依頼書」に必要事項を記入し、沖縄県立宮古総合実業高等学校へ令和 8 年 7 月 24 日（金曜日）午後 4 時までに提出する。※来校時は、必ず事前に連絡をすること。

上記の書類に基づき納付書を発行しますので、下記納付場所において納付し、領収書の写しを沖縄県立宮古総合実業高等学校へ令和 8 年 8 月 4 日（火曜日）午後 4 時までに提出する。（F A X 可）

納付場所：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行、コザ信用金庫、沖縄県労働金庫、
沖縄県農業協同組合、九州信用漁業協同組合連合会沖縄統括支店、鹿児島銀行、みずほ銀行

(3) 入札保証金の免除

次のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- ① 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）午後 4 時までに提出した場合
- ② 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去 2 箇年の間に履行期限が到来した 2 以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を令和 8 年 7 月 31 日（金曜日）午後 4 時までに提出した場合（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる時に限る。）

※現金で入札保証金が納付された場合、手続きが複雑になる上、取扱に配慮が必要となりますので、可能な限り「(2)入札保証金の免除」の手続きをとって下さるようご協力をお願いします。

※現金で納付する場合は、事前に沖縄県立宮古総合実業高等学校(事務室)へ連絡をお願いします。

(4) 入札保証金の還付

落札者以外については、落札決定後「入札保証金返還請求書」に必要事項を記入し、沖縄県立宮古総合実業高等学校へ提出する。その後、約 20 日程度で登録した口座へ入札保証金を還付する。ただし、落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

(5) 入札保証金の不還付

落札者が落札決定の日から7日以内に契約を締結しないときは、その落札は無効とし、入札保証金は沖縄県に帰属するものとする。

7. 入札の無効次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

8. 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格制限の範囲内で最低の価格をもって申込をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 落札者がいない場合は直ちに再度入札を行う。入札回数3回（1回目の入札を含む。）までとする。再度入札を行っても落札者がいない場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約ができるものとする。

9. 入札の執行及び立会人

沖縄県立宮古総合実業高等学校 職員

10. 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

名称 沖縄県立宮古総合実業高等学校
所在地 沖縄県宮古島市平良字下里280番地
連絡先 TEL:0980-72-2249 FAX:0980-72-1296

11. 契約保証金に関する事項

落札者は、契約金額の100分の10以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が

到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなる恐れがないと認められる時に限る。）

12. 契約の成立要件

この入札に係る契約については、落札決定の日から起算して、7日以内に締結するものとする。

13. その他

(1) 入札者の提出の方法

入札書は郵送による場合を除き、2(5)①の日時に②の場所へ持参すること。

(2) 入札に代理人が出席する場合は、委任状を提出するものとする。

(3) 仕様等に関する質問がある場合は、別紙質疑応答書により、令和8年7月24日（金曜日）午後4時までにFAXにて提出すること。